

第38回全国そば優良生産表彰事業審査委員会および表彰式

【開催要領】

一般社団法人日本蕎麦協会

1. 開催の趣旨

国産そばに対しては安定的な需要があり、近年はより高品質な玄そばに対する要望が高まっている。

このような現状に鑑み、国産そばの生産振興を推進するに当たり、生産意欲の高揚と栽培技術の向上を図ることが重要である。このため、生産技術の向上ならびに経営改善の面から創意工夫を行うとともに、玄そばの安定的な出荷販売、加工品の販売などによる付加価値の高い取り組みを行うなど、他の模範となるそば生産農家およびそば生産集団を表彰し、その技術・経営の全国普及を図る。

このため、国産そばの作付の拡大と生産性、品質の向上及び経営改善に資するため関係各位の後援並びにそば関係団体の協賛により、そば生産優良経営農家及び集団の審査及び表彰を行う。

2. 中央審査委員会

(1) 開催日および場所

開催日：令和9年2月

場 所：書面審査（予定）

(2) 審査委員

別紙のとおり

3. 表彰式

(1) 開催日および場所

開催日：令和9年3月24日（水）

場 所：如水会館（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）

(2) 参加者（予定）

参加者数：50名

被表彰者：審査委員会が決定した受賞農家・受賞集団

来 賓：農林水産省、全国農業協同組合中央会、株式会社日本農業新聞、他

招待者：農林水産省、他関係者

「第38回全国そば優良生産表彰事業」実施要領

1. 趣旨

国産そばについては安定した需要があるが、天候等による生産量の増減や価格の変動の大きさが課題となっている。一方、実需者からは生産量の拡大のみならず、高品質のそばが求められている。こうした状況の下、国産そばの生産量を増やすだけでなく優良なそば産地の成長を図ることが重要である。

このため、生産技術の向上ならびに経営改善の面から創意工夫を行うとともに、玄そばの安定的な出荷販売、加工品の販売などによる付加価値の高い取り組みを行うなど、他の模範となるそば生産農家およびそば生産集団を表彰し、その技術・経営の全国普及、生産性の向上を図ることを目的として「全国そば優良生産表彰事業」を実施する。

2. 主催

一般社団法人日本蕎麦協会（以下、協会と省略する）

3. 対象地域

日本国内のそば生産農家並びに生産集団を対象とする。

4. 表彰の種類（予定）

農林水産大臣賞（1点）

農林水産省農産局長賞（1点）

一般社団法人全国農業協同組合中央会会長賞（最大3点）

全国蕎麦製粉協同組合理事長賞（最大3点）

玄蕎麦流通協議会会長賞（最大2点）

一般社団法人日本麺類業団体連合会会長賞（最大3点）

一般社団法人日本蕎麦協会会長賞（最大2点）

一般社団法人日本蕎麦協会奨励賞

※農林水産大臣賞・農林水産省農産局長賞以外の賞については、1農家・1集団につき、2賞まで重複して授与することを可とする。

5. 参加資格

(1) そばの作付面積が原則として生産農家の場合30a以上、生産集団の場合2ha以上あるものとする。

(2) そばの10a当たり単収が地域の平均単収よりも高く、品質向上およびコスト低減に努め、他の模範となる実績を有すること。

(3) 輪作体系の導入などにより、そば作経営の定着化を図り、他の模範となる実績を有すること。

(4) 生産集団については、組織的な生産活動に顕著な成果を有すること。

(5) 過去に本表彰事業において表彰を受けた生産農家・生産集団で、相当年数を経過し、かつ経営が発展している場合には参加を認める。ただし、「一般社団法人日本蕎麦協会奨励賞」の受賞者は、収量性等の改善が見られた場合には、受賞の翌年度であっても再度応募することができる。

※農業の法人経営については、個々の経営実態などに基づき、農家もしくは集団のいずれかに区分するものとする。

6. 参加者の推せん・応募

- (1) 推せん・応募を希望する場合は審査調書を締切日までに協会に提出し、推せん・応募するものとする。なお、推せん・応募に際しては当年産または前年産のいずれかの内容で推せん・応募するものとする（年産の選定は審査で問わない）。
- (2) 推せんにあたっては、表彰の目的に合致すると思われる農家・集団について都道府県、市区町村、都道府県そば需給安定推進協議会、農業普及指導センター、農業協同組合および実需団体・企業等が協会に推せんするものとする。
- (3) 生産者が自ら応募しようとする場合には協会に相談の上、応募することとする。
- (4) 過去に「日本蕎麦協会奨励賞」の受賞歴がある場合には、受賞の翌年度から再度応募することを可能とする。
- (5) 過去に本表彰事業において受賞歴がある場合には、協会に相談の上、推せん・応募することとする。
- (6) 推せん・応募は、協会指定の様式によるものとする。様式等は協会ホームページよりダウンロードの上、使用する。
- (7) 推せん・応募については、協会の公式メールアドレス（問い合わせ先参照）への電子メールによる送信とする。協会より受信した旨の返信メールをもって受付完了とする。押印・送付書等並びに原本の郵送は不要とする。
- (8) 推せん者・応募者への通知は全て電子メールで実施する。

7. 審査

審査調書が提出された生産農家・生産集団について、協会に中央審査委員会を設置して審査を行う。

8. 審査方針

審査に当たっては、収量性、品質、経営の内容、高付加価値販売の取り組みなどを多角的・総合的に評価するものとする。

9. 日程

- (1) 審査票提出締切
令和9年 1月29日（金）
- (2) 中央審査委員会
令和9年2月下旬（予定）
- (3) 表彰式
令和9年3月24日（水）
会場：如水会館（東京都千代田区一ツ橋2-1-1）

【問い合わせ先】

一般社団法人日本蕎麦協会（担当：専務理事・事務局長 田中 祐輔）

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4 麵業会館3階

電話 03-3264-3801

E-mail info@nihon-soba-kyokai.or.jp

審査委員名簿（予定）

	氏名	所属
委員	杉山隆之	一般社団法人全国農業協同組合中央会農政・広報部 部長
〃	井上直人	信州大学農学部 名誉教授
〃	田中秀樹	一般社団法人日本麺類業団体連合会 会長
〃	久津間裕行	全国蕎麦製粉協同組合 理事長
〃	小松原亮平	玄蕎麦流通協議会 会長
〃	田中祐輔	一般社団法人日本蕎麦協会 専務理事兼事務局長

「全国そば優良生産表彰事業」 推せん・応募の変更点について

一般社団法人日本蕎麦協会

令和8年度実施の「第38回全国そば優良生産表彰事業」より、1次審査・2次審査の段階的審査を廃止し、推せん・応募について以下の通り変更となります。

【前回まで】

期日（10月末頃）までに「1次審査調書」を提出

→11月中～下旬に結果を通知

→1次審査通過者が翌年1月末までに「2次審査調書」を提出

→中央審査委員会による結果を通知（2月下旬）

【今回より】

期日（1月末頃）までに「審査調書」を提出

→中央審査委員会による結果を通知（2月下旬）

推せん・応募を希望される場合は、期日までに「審査調書」の提出をお願いいたします。

「審査調書」は前回までの「2次審査調書」とほぼ同じ様式ですが、一部内容を見直しておりますので、必ず最新の様式を当協会ホームページからダウンロードの上、ご使用ください。

一般社団法人日本蕎麦協会
 全国そば優良生産表彰事業審査調書

<記入見本>

提出日	令和 ○○年 ○○月 ○○日
年産 (いずれかに☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年産 <input type="checkbox"/> 令和7年産
種別 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 農家 <input checked="" type="checkbox"/> 集団
ふりがな 氏名・集団名	農事組合法人日本蕎麦協会
代表者役職	代表理事組合長 <small>※農家の法人組織で公表資料等への記載を希望しない場合は記入しなくて結構です</small>
ふりがな 代表者氏名	そば たろう 蕎麦 太郎 <small>※農家の法人組織で公表資料等への記載を希望しない場合は記入しなくて結構です</small>
住所・所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-4
連絡先	電話：03-1234-5678 携帯：090-1234-5678
調書記入責任者連絡先	名称：蕎麦市役所 部署名：農政部農政課 担当者名：蕎麦 二郎 電話：03-1234-5678 携帯：090-1234-5678 電子メール：sobajiro@sobacity.jp

※種別が「集団」の場合のみ下記をご記入ください。なお、別添資料として、定款・規約をご提出ください (PDF等のデータにて)。

設立年月日	昭和 60年 4月 1日
設立の趣旨	当該地域の耕作放棄地の活用のため、蕎麦栽培等の受託を行うため、設立した。
設立後の推移	昭和60年 4月 設立 平成 5年 4月 受託面積を拡大 (10ha) 平成10年 4月 受託面積を拡大 (20ha) 平成18年10月 ○○○賞受賞
集団活動としての特色	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の共同利用などにより、コスト削減と労働生産性の向上につなげている。 ・地域の耕作放棄地の有効活用に結び付き、地域貢献に結び付いている。 ・「○○そば祭り」を地元自治体と共同で開催し、生産したそばの消費拡大を図っている。

①概況

構成農家戸数 (戸) (集団のみ記入)	専業農家	兼業農家 (第1種)	兼業農家 (第2種)	計
	10	5		15
経営耕地面積 (a)	田	畑	その他	計
	1000	3000		4000
そばの作付面積 (a)	田	畑	その他	計
	1000	1000		2000
専業・兼業の別 (いずれかに☑) (農家のみ記入)	<input type="checkbox"/> 専業 <input type="checkbox"/> 第1種兼業 <input type="checkbox"/> 第2種兼業			
後継者の有無 (いずれかに☑) (農家のみ記入)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
農業従事者数 (農家のみ記入)	総数		内・そば栽培従事者	
栽培ほ場の特徴	<p>・排水性や傾斜、特殊な土壌などについて記入してください。</p>			
そばの生育に影響したと 考えられる条件	<p>・台風など当該年のそばの生育に影響した条件を記入してください。</p>			
労働時間(10a当たり)	(2.91) h/10a			
機械化の現状 (使用機械)	<p>トラクター、溝堀機、播種同時施肥機、ブロードキャスター、トラクター・ロータリー耕、ドリルシーダー、動力噴霧器、草刈機、汎用コンバイン、収穫後はJAに委託</p>			
生産費 (10a当たり)	(23,000) 円/10a			

※「労働時間」は、そば栽培について、排水・溝堀、元肥散布、耕起、整地、播種、防除、追肥、中耕、除草、培土、収穫、乾燥、調製・袋詰に係る労働時間を積算の上、10a当りに換算してください。

※「機械化の現状」は、そば栽培について、上記各作業で使用している機械を記入してください。

※「生産費」は、そば栽培について、種苗費、肥料費、農業薬剤費、高熱労働費・諸材料費、土地改良・水利費、賃借料・料金、租税公課、建物費、農機具費、生産管理費、労働費を積算の上、10a当りに換算してください。

③そば栽培

品種名	作付面積 (a)	収穫量 (kg)	食用	種子用	くず粒	単収 (kg/10a)
			(kg)	(kg)	(kg)	
キタワセソバ	2000	15,000	11,000	3,000	1,000	75
合計	2000	15000	11000	3000	1000	
作付面積および単収の推移 (当該年産と過去2年間)	年産	作付面積 (a)	単収 (kg/10 a)	播種様式・条間 (cm)	単収増減の理由	
	当該年	2000	75	条播・10		
	前年	2000	50	条播・10	台風による倒伏	
	前々年	2000	65	条播・10		
作付体系	田	そば～小麦～そば				
	畑	そば～小麦～そば				
そばの品質 ※種子の場合は等級の ところに「合」を記入	品種名	等級	備考			
	キタワセソバ	1				
そばの出荷	出荷先					割合 (%)
	JA〇〇					80
	地元蕎麦店					20
	収穫量のうち出荷量の割合					100
	出荷量のうち契約出荷の割合					80
経営における そばの位置づけ	内容	粗収益 (円)		単価・備考		
	玄そば販売	3,730,000		平均 14,850円/45kg		
	種子販売	0		平均 0円/45kg		
	そば粉販売	5,184,000		平均 2,400円/kg		
	交付金	646,000				
	計			対経営全体比：80%		

⑥技術上の工夫

(例) 排水対策・湿害対策・倒伏防止策・地力維持・種子更新実施・優良品種導入・乾燥、調整方法など

・技術上の工夫について、特に力を入れていることを記入してください。

⑦経営上の特色

(例) 機械化推進・作業効率化・コスト低減・作付体系・契約栽培・地域活性化・6次産業可化など

・コスト削減や地域への貢献等、生産者の特色ある経営について記入してください。

⑧今後の課題

(例) 次年度以降の作付計画・技術改善・経営改善等

・次年度以降の作付の拡大や技術・経営上の改善について予定・計画していることを含め、記入してください。